

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルメニア	エレバン市消防機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の交換公文	エレバン市消防機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	881,000千円 H24.9.30まで	H21.2.10 エレバン で (H21.4.14)	日本側 七澤淳在アルメニア大使館参事官 アルメニア側 ムゲル・シヤフグエルジャン非常事態大臣	H21.5.29 306号
アルメニア	貧困農民支援に関する日本国政府とアルメニア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	170,000千円 H22.9.30まで	H21.9.4 エレバン で (H21.10.29)	日本側 池上正喜在アルメニア大使館参事官 アルメニア側 グラシム・アラザエルジャン農業大臣	H21.11.16 534号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。